

平成29年度 第1回 国田市民センター運営審議会

日 時 平成29年6月30日(金)

午前10時00分

場 所 国田市民センター 集会室

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 題

(1) 平成28年度利用状況について

(2) 平成29年度水戸市運営方針及び国田市民センター
重点目標について

(3) 平成29年度事業計画について

(4) その他

4 閉 会

水戸市国田市民センター

国田市民センター運営審議会委員名簿

任期：平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

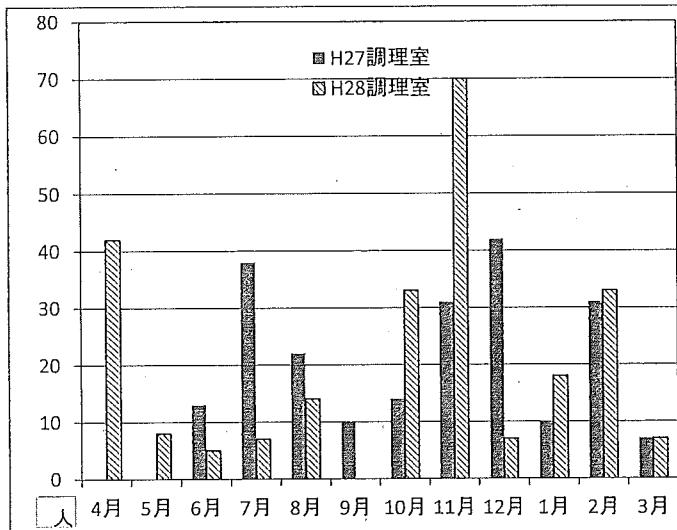
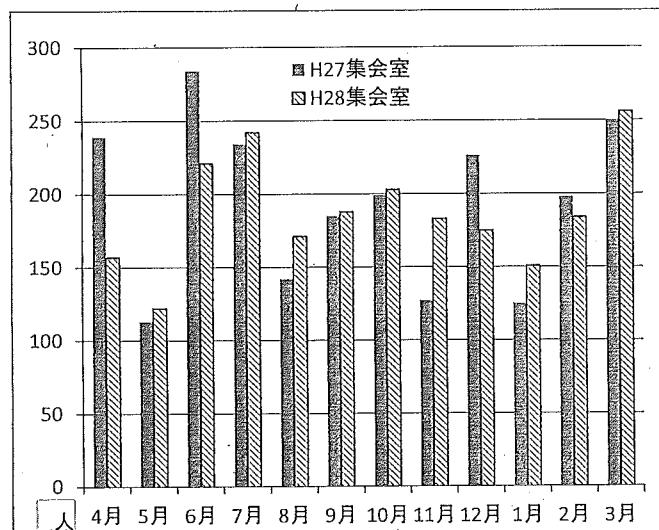
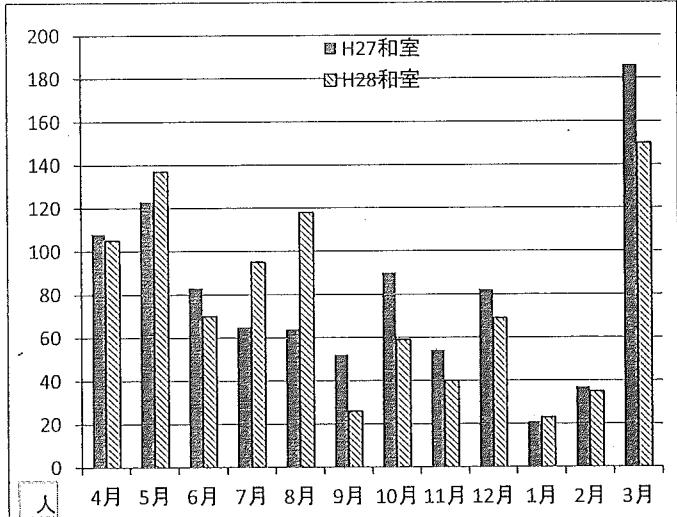
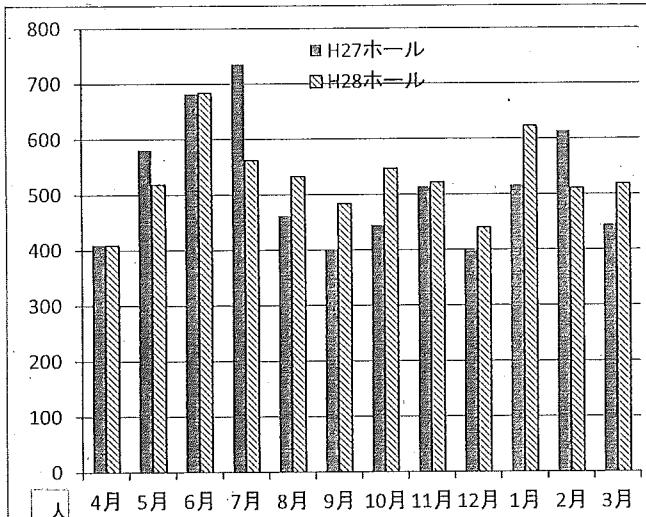
(順不同、敬称略)

氏名	住所	職名	備考
おだくら やすいえ 小田倉 康家		国田地区自治実践会会長	会長
そのべ たけまさ 園部 武正		国田地区自治実践会 総務部長	副会長
こばやし やすこ 小林 安子		国田女性会副会長	
かわな ひろこ 川名 浩子		国田市民センター 定期講座代表	
いしかわ あつし 石川 敦史		国田義務教育学校 PTA会長	
よしい よしたか 吉井 由隆		国田義務教育学校長	

国田市民センター職員配置状況

職名	氏名
所長	森田 信行
職員	須藤 久仁子
職員	戸室 富美子
職員	藤野 寿江

(1) 平成28年度利用状況について



施設利用状況
《平成28年度》

月	ホール		和室		集会室		調理室		コミュニティーム		合計		図書 貸出 件数
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	
4	37	409	8	105	15	157	2	42	8	48	70	761	0
5	38	519	9	137	14	122	1	8	6	26	68	812	1
6	45	684	5	70	20	221	1	5	6	48	77	1,028	1
7	47	562	6	95	24	242	1	7	7	37	85	943	4
8	33	533	8	118	9	171	1	14	4	19	55	855	2
9	37	483	2	26	20	188	0	0	6	29	65	726	1
10	48	547	4	59	23	203	4	33	6	37	85	879	0
11	44	522	3	40	20	183	7	70	6	40	80	855	0
12	42	440	5	69	20	175	1	7	8	31	76	722	2
1	40	623	3	23	16	151	2	18	5	22	66	837	2
2	35	511	3	35	16	184	3	33	3	24	60	787	0
3	43	519	8	150	26	256	1	7	10	59	88	991	0
合計	489	6,352	64	927	223	2,253	24	244	75	420	875	10,196	13
前年度比	-9	150	-5	-38	-41	-69	7	26	-	-	27	489	-8

《平成27年度》

月	ホール		和室		集会室		調理室		コミュニティーム		合計		図書 貸出 件数
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	
4	37	410	7	108	31	239	0	0			75	757	0
5	43	581	8	123	18	113	0	0			69	817	2
6	46	682	6	83	29	284	1	13			82	1,062	3
7	48	735	4	65	25	234	2	38			79	1,072	3
8	45	462	3	64	15	142	1	22			64	690	1
9	40	400	4	52	24	185	1	10			69	647	4
10	42	444	9	90	26	199	1	14			78	747	3
11	42	514	6	54	13	127	4	31			65	726	5
12	39	398	6	82	23	226	3	42			71	748	0
1	39	517	3	21	14	125	1	10			57	673	0
2	42	614	3	37	21	198	2	31			68	880	0
3	35	445	10	186	25	250	1	7			71	888	0
合計	498	6,202	69	965	264	2,322	17	218	0	0	848	9,707	21

(1) 平成28年度利用状況について

	H27ホール	H28ホール	H27和室	H28和室	H27集会室	H28集会室	H27調理室	H28調理室		
4月	410	409	108	105	239	157	0	42		
5月	581	519	123	137	113	122	0	8		
6月	682	684	83	70	284	221	13	5		
7月	735	562	65	95	234	242	38	7		
8月	462	533	64	118	142	171	22	14		
9月	400	483	52	26	185	188	10	0		
10月	444	547	90	59	199	203	14	33		
11月	514	522	54	40	127	183	31	70		
12月	398	440	82	69	226	175	42	7		
1月	517	623	21	23	125	151	10	18		
2月	614	511	37	35	198	184	31	33		
3月	445	519	186	150	250	256	7	7		
合計	6,202	6,352	965	927	2,322	2,253	218	244		

(2) 平成29年度 水戸市運営方針及び国田市民センター重点目標

水戸市運営方針

近年、人口減少社会や超高齢社会の到来をはじめ、都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大など、市民を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況にあっても、市民が安心して暮らし、幸せを感じられるまちを形成していくためには、今後ますます地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進が必要となる。

市民センターにおいては、地域コミュニティ活動の拠点として、その継続や発展に向けた支援に努めるとともに、生涯学習活動の拠点として、その充実や成果を生かす環境づくりに努め、さらには、東日本大震災での経験を踏まえ、地域防災活動の拠点としての機能充実を図っていくものとする。

国田市民センター重点目標

1 地域コミュニティ活動の推進

(1) 地域コミュニティ活動の活性化

- (ア) 地域自らが地域の将来像や課題を共有し、特色のある地域づくりや課題の解決を進めることができるよう、地域コミュニティプラン実現に向けた取組への支援に努めながら、住みよいまちづくり推進協議会を中心とした自主的な活動を推進する。
- (イ) 町内会・自治会への参加意識や自治意識の高揚を図るため、地域団体や関係機関と連携しながら、地域コミュニティ活動内容を積極的に発信するとともに、地区会の基盤である町内会・自治会の加入率の向上に努める。
- (ウ) 市民自らが意欲を持って地域活動に参加できるよう、一人一役運動を進めるほか、人材育成のための研修会を通して、地域を支えるリーダーづくりを推進する。

(2) 地域コミュニティ活動環境の充実

市民センターにおける様々な活動環境の一層の充実に向け、施設の利用状況や地域の実情等にあわせたコミュニティルームの運営を推進するとともに、施設の利用者数や周辺の状況等を踏まえつつ狭い駐車場の解消に努める。

(3) 地域防災活動との連携

災害発生時の初動対応については、地域における防災組織が重要な役割を担うものであることから、平常時より、地域での防災訓練への支援、地域における災害リスクや連絡体制の確認を行うなど、地域における防災組織との連携を図る。

2 生涯学習活動の推進

(1) 学習機会の充実

生涯学習活動の拠点施設である市民センターにおいては、「個人の要望」する学習による生きがいづくりを進めるとともに、家庭教育への支援や青少年の健全育成、少子高齢化への対応などの「社会の要請」に応じた、現代的課題を取り扱った学習機会の提供に努める。

また、市民センターの一般教養講座・教室・クラブ等が市民に親しまれ、生涯学習が市民のライフスタイルに定着し生涯にわたって学び続けることができるような学習機会の提供に努める。

(ア) 市民ニーズを捉えた学習機会の提供

市民の学習ニーズを把握し、健康で生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、生涯学習のきっかけづくりを図るとともに、それぞれの世代に合った学習機会の提供に努める。

(イ) 現代的課題を取り扱った講座の開催

変化の激しい社会情勢に対応していくために、成人家級、高齢者学級等の講座に現代的課題を取り扱ったテーマを組み入れるなどの手法により、地域課題を主体的に捉える学習機会の充実に努める。

また、事業実践集を活用しながら、地域団体と市民センターが一体となった協働事業を積極的に展開するよう努める。

(ウ) 家庭教育学級（ふれあい学級）等の開催

これまでのふれあい学級の内容に加え、未就園児や小学校低学年を中心とする家庭教育の支援を強化し、家庭が本来果たすべき役割を見つめ直し、親の役割、子どもの心の理解、躾など家庭での教育について考え、学び合う家庭教育学級等を開催する。

さらに、茨城県教育員会が作成発行している「家庭教育ブック」等を活用し、小学校との共催により、入学説明会などの機会を捉えた家庭教育講演会を開催し、家庭の教育力向上に努める。

(2) 学習の成果を活かす環境づくり

生涯学習の成果がボランティア活動や地域づくりに活かせるよう支援し、地域内の人材の発掘・育成を行うとともに、地域の活性化や特色あるまちづくりにつながっていくよう環境づくりに努める。

(ア) 地域資源の活用推進

地区内には、歴史的な資産や史跡をはじめ七ツ洞公園や水戸市として初の小規模特認校・小中一貫校である国田義務教育学校などの豊かな地域資源に恵まれている。このような地域にある資源を活用した事業を開催するとともに、生涯学習の振興に取り組む機関や団体との連携を図りながら、地域資源の有効活用に努める。

(イ) 学習活動の成果を発表する場の創出

市民センターを会場に開催している講座の展示会や発表会など、学習の成果を発表する場を創出することにより、学習者同士や参加者との交流を拡大させ、新たなネットワーク構築に努める。

(ウ) 学習の成果を地域活動に活かす仕組みづくり

生涯学習の成果をボランティア活動や地域活動に活かすことが、地域の活性化に大いに役立つものと期待されている。市民センターで学んだ市民が、その成果を地域コミュニティ活動につながるよう人材の育成と活用に努める。

(エ) 事業評価に基づく事業の推進

市民センターの講座や事業に参加した市民が日常生活の中で、学習の成果をどのように活かし、また、地域の中で、どれだけ活動に関わっているのかなど、事業の成果を検証することが求められている。

市民センターにおいては、実施した講座や事業について自己評価を行うとともに、自己評価をもとに、運営審議会等第三者機関による検証を行い、効果的な事業運営に努める。

(3) 学校、家庭、地域の連携の強化

学校、家庭、地域が目標や課題を共有し、それぞれが連携して対応策について取り組めるシステムを構築し、地域社会全体の教育力の向上に努める。

市民センターにおいては、それをつなぎ結ぶ地域拠点施設としての機能を十分発揮する。

(ア) 次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む

学校、家庭、地域が相互に連携を図りながら、様々な形で異年齢集団との交流や大人と接する事業など、子どもたちが直接体験する場を提供し、社会全体で次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む活動の推進に努める。

(イ) 社会全体で支える家庭教育

子どもたちが健全に成長していくためには、良好な家庭環境や社会環境を整える必要がある。そのために、家庭の教育力の向上だけでなく、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちの成長を温かく見守りながら、家庭教育を社会全体で支える仕組みづくりに努める。

(3) 平成29年度事業計画(案)について

《市民センター主催事業》

事業名		日程	内容
運営審議会	第1回	6月30日(金)	運営方針・重点目標 H28年度利用状況 H29年度事業計画
	第2回	2月下旬	H29年度利用状況 H29年度事業報告 H29年度定期講座募集について
定期講座		5月8日(月) ~26日(金)	受講生募集期間
		6月~3月	開講式…各講座開講日に実施 *クラブ…11講座
ふれあい学級 (国田幼稚園共催)	第1回	6月1日(木)	開講式 『電気パンを作ろう』 (講師:おもしろ理科先生 飛田隆久先生)
	第2回	11月17日(金)	クッキング(講師:鈴木三智先生) 閉講式
家庭教育学級		1月下旬	講演会 (対象:新入生保護者)
成人講座		9月中旬	パン作り教室
		10月中旬	骨盤体操
		11月下旬	移動学習
		12月中旬	しめ飾り作り教室
		12月下旬	そば打ち教室
子ども教養講座		6月~3月	サタデースクール…全18講座 (対象:幼稚園・小学生)
		7月21日(金)	絵画教室(対象:1~6年生)
		7月26日(水)	習字教室(対象:1~9年生)
		12月下旬	お正月飾り作り教室 (対象:1~6年生)
郷土史講座	第1回	1月~2月	『国田魅力マップ』作成
	第2回		国田史跡巡り
生涯学習フェスティバル		2月4日(日)	作品展・発表会・模擬店

《定期講座開設状況》

* 実施期間 平成 29 年 6 月～平成 30 年 3 月 *

【クラブ】

平成 29 年 6 月 30 日現在

	クラブ名	実施日	時間	開講日	受講者数	講師
1	書道	第2・4月曜日	9:30～11:30	6月12日	10	石川 茜舟
2	絵手紙	第2・4月曜日	13:00～16:00	6月12日	9	鯨和子
3	生花	第2・4火曜日	9:30～11:30	6月13日	9	印南春子
4	手芸	第2・4火曜日	9:30～15:00	6月13日	17	大久保なつみ
5	ヨガ	第1・3水曜日	10:00～12:00	6月 7日	11	佐久間 恵子
6	スポーツ吹矢	第1・3水曜日	13:30～16:00	6月 7日	13	小堀淳子
7	料理	第2木曜日	9:30～13:00	6月 8日	9	軽部知美
8	歌謡	第2・4木曜日	13:00～15:00	6月 8日	22	金沢はるみ
9	フラダンス	毎週金曜日	19:30～21:00	6月 2日	13	和田智子
10	籐工芸	第2・4土曜日	9:30～11:30	6月10日	23	瀬谷洋子
11	あじさいダンス	毎週土曜日	13:30～16:00	6月 3日	10	浅野 鉄太郎

高齢福祉課地域支援センター主催事業

元気アップステップ運動教室 每週月曜日 9:30～11:00

いきいき健康クラブ 毎月第2・4金曜日 10:00～12:00

参考

実践会関係事業

事業名	日程	部会・団体名
平成29年度総会	5月28日(日)	
地域交流事業		
ホタル観察会	6月10日(土)	環境整備部
黄門祭り東照宮山車引き	8月5日(土)	子ども会育成会
さんさん祭り	3月3日(土)	地域振興部
三大事業		
国田夏祭り	8月6日(日)	
敬老会	9月24日(日)	福祉厚生部
市民運動会	10月8日(日)	スポレク部
移動学習	6月20日(火)	生涯学習部
防災訓練	10月中旬	防災防犯部
市民歩く会	11月3日(金)	スポレク部
ふれあい食事会	11月10日(金)	福祉厚生部
ミックスバレー大会	11月23日(木)	スポレク部
青少年社会環境浄化活動	11月26日(日)	青少年育成会
生涯学習フェスティバル	2月4日(日)	生涯学習部

国田地区・三の丸地区協働事業

事業名	日程	内容
田植え体験	5月19日(金)	国田義務教育学校5・6年生 三の丸小学校5年生 場所：国田地区圃場
さつま芋苗植え体験	6月4日(日)	国田義務教育学校全学年 三の丸小学校全学年 場所：田谷町管理農地
稲刈り体験	9月下旬	国田義務教育学校5・6年生 場所：国田地区圃場
さつま芋収穫体験	11月8日(水)	国田義務教育学校1～4年生 三の丸小学校2年生 場所：田谷町管理農地
収穫祭	12月8日(金)	国田義務教育学校1～6年生 三の丸小学校5年生 場所：国田義務教育学校

参考

○水戸市市民センター条例

平成 21 年 9 月 29 日

水戸市条例第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第 3 条 前条に規定する市民センター(以下「センター」という。)は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関するこ

(使用の許可)

第 4 条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付すことができる。

(使用の不許可)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第 6 条 第 4 条第 1 項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあつても、市長は、その責めを負わない。

(1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。

(2) 許可の条件に違反したとき。

(3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

4 会長は、審議会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民環境部において行う。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条から第 13 条までの規定は平成 21 年 12 月 1 日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- この条例の施行の日以後のセンターの使用の許可は、同日前においても、第 4 条の規定の例により行うことができる。

付 則(平成 22 年 3 月 24 日条例第 13 号)

(施行期日)

- この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- この条例の施行の日以後の水戸市五軒市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則(平成 23 年 3 月 25 日条例第 9 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 23 年 7 月 12 日条例第 25 号)

(施行期日)

- この条例は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 8 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- この条例の施行の日以後の水戸市常磐市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

(平 22 条例 13・平 23 条例 9・平 23 条例 25・一部改正)

名称	位置
水戸市三の丸市民センター	水戸市三の丸 1 丁目 6 番 60 号
水戸市五軒市民センター	水戸市五軒町 1 丁目 2 番 12 号
水戸市新荘市民センター	水戸市新荘 2 丁目 11 番 2 号
水戸市城東市民センター	水戸市城東 3 丁目 1 番 47 号
水戸市竹隈市民センター	水戸市柳町 2 丁目 5 番 8 号
水戸市常磐市民センター	水戸市西原 1 丁目 3 番 12 号
水戸市緑岡市民センター	水戸市見川町 2563 番地
水戸市寿市民センター	水戸市平須町 1636 番地
水戸市上大野市民センター	水戸市吉沼町 1765 番地の 3
水戸市柳河市民センター	水戸市柳河町 673 番地の 1
水戸市渡里市民センター	水戸市堀町 466 番地の 7
水戸市吉田市民センター	水戸市元吉田町 1736 番地の 5
水戸市酒門市民センター	水戸市酒門町 1374 番地の 6
水戸市石川市民センター	水戸市石川 2 丁目 4243 番地
水戸市飯富市民センター	水戸市飯富町 4449 番地の 8
水戸市国田市民センター	水戸市下国井町 1212 番地の 4
水戸市桜川市民センター	水戸市河和田町 2894 番地の 4
水戸市上中妻市民センター	水戸市大塚町 1157 番地の 1
水戸市山根市民センター	水戸市全隈町 78 番地の 1
水戸市見川市民センター	水戸市見川 2 丁目 179 番地の 1
水戸市千波市民センター	水戸市千波町 1396 番地の 4
水戸市見和市民センター	水戸市見和 2 丁目 250 番地の 4
水戸市双葉台市民センター	水戸市双葉台 2 丁目 1 番地の 5
水戸市笠原市民センター	水戸市笠原町 358 番地の 5
水戸市赤塚市民センター	水戸市河和田 3 丁目 2329 番地の 3
水戸市吉沢市民センター	水戸市吉沢町 243 番地の 3
水戸市堀原市民センター	水戸市薪原 1 丁目 9 番 16 号
水戸市下大野市民センター	水戸市下大野町 6094 番地の 1
水戸市稲荷第一市民センター	水戸市大串町 961 番地の 1
水戸市稲荷第二市民センター	水戸市栗崎町 1695 番地の 4
水戸市大場市民センター	水戸市大場町 2283 番地の 1